2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市水木町字太ケ窪六七八の三、七三七、七三八の一、七三八の二、字大久保七四〇から七四二まで、字岩沢七四三、七四六の一、七四六の二、七四七、七四八、七四九の一、七五一の一、七五三、七五六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩沢七四七・七四八・七五三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県栃木市鍋山町字蟬内一五三三、一五三四の一、字ギタンガ沢一五三八、一五三九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ギタンガ沢一五三九(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市松之山橋詰字居村九六の四、一〇〇の四、一〇〇の八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市湯西川字三河一八七六の一・一八七六の一二・一八七六の二三・字橋立二一一〇の二・字マグロウミネ二一一三(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百二十一号

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十六年六月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　島根県神棚地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号(既指定区域標柱四号(昭和四十四年十一月十一日農林省告示第千七百六十号)までを順次結んだ線、標柱七号から既指定区域の境界線に沿って標柱八号(既指定区域標柱一号)に至る線及び標柱八号から原田川右岸官民地境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域
島根県出雲市佐田町原田
七三五番五　標柱一号
七四二番九　標柱二号
七一〇番七　標柱三号
七〇三番九　標柱四号
七〇三番三　標柱五号
七〇一番二　標柱六号
六八五番二　標柱七号
六二七番一　標柱八号
二　山口県朝晩田地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号(既指定区域標柱五号(昭和六十一年十二月二十三日農林水産省告示第二千三十八号)から標柱五号(既指定区域標柱六号)までを順次結んだ線及び標柱五号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域
山口県下関市豊北町大字角島
字上迫ノ田　六一三番一　標柱一号
字迫ノ台　一七一番一　標柱二号
字峠　八八番一　標柱三号
字辻ケ畑　七四五番　標柱四号
字喜一ケ山　六九番一　標柱五号

○特許庁告示第六号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三日

特許庁長官　羽藤　秀雄

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第四十七号	平成二十六年五月二十六日	ジェット特許調査株式会社 東京都台東区東上野二丁目18番10号 代表取締役　遠山　榮治	八　先行技術調査(アミューズメント)	ジェット特許調査株式会社 東京都台東区東上野二丁目18番10号 日本生命上野ビル8F

○国土交通省告示第六百五十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次の船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十六年六月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項に基づき船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十六年五月十九日
二　登録番号　1
三　登録の更新を受けた船級協会の名称　一般財団法人日本海事協会